

規制の事後評価書(要旨)

法律又は政令の名称	銀行法等	
規制の名称	電子決済等代行業に係る制度整備	
担当部局	金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室	電話番号: 03-3506-6000 e-mail: RIA@fsa.go.jp
評価実施時期	令和4年6月30日	
事前評価時の想定との比較	規制の事前評価時において、IT技術の進展に伴い、顧客からの委託を受け、IT技術を活用して、銀行に顧客の決済指図を伝達し、又は、銀行から口座に係る情報を取得し顧客に提供する業者(電子決済等代行業者)が拡大しているが、こうしたサービスの仲介を行う業者が規制の対象となっていないとの問題があると認識していた。 事前評価実施後において、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響は生じておらず、規制の事前評価時に想定していなかった影響も特段発現していない。	
費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握	費用、影響等	事前評価時の推計等との比較
遵守費用	規制の事前評価時において、遵守費用として、以下の費用が発生すると認識していた。 イ 電子決済等代行業を登録制とし、所要の検査・監督規定を設けた際、登録申請に係る事務費用、行政機関への報告に係る費用等が発生する。 ロ 電子決済等代行業者に対し、利用者等に対する情報の提供、情報の安全管理措置を求めるほか、銀行等との契約締結時において、利用者に損失が生じた場合の補償に関する事項や情報の安全管理に関する措置について定めることを求めた際、行為規制の実施に要する費用が発生する。 ハ 電子決済等代行業者を会員とする事業者団体の認定制度を整備する等の制度整備を行う際、事業者団体において認定申請に係る事務費用、認定業務を実施するための体制整備費用、行政機関への報告に係る費用等が発生する。 実際に当該イ・ロに関する取組の主体となった電子決済等代行業者(参考)2022年5月24日現在、103事業者が登録)については、事前評価時に想定していたとおりと考えられるが、本規制の拡充により生じた費用のみを抜き出して把握し金銭価値化することは困難であるものの、多額の追加費用が発生している状況にはない。また、規制の整備後、ハの認定事業者団体は設立されていないため、特段の費用は発生していない。	遵守費用が過大に増加している状況にはない。
行政費用	規制の事前評価時において、行政費用として、以下の費用が発生すると認識していた。 イ 電子決済等代行業を登録制とし、所要の検査・監督規定を設けた際、登録に係る受付及び審査業務等の事務費用が発生する。 ロ 電子決済等代行業者に対し、利用者等に対する情報の提供、情報の安全管理措置を求めるほか、銀行等との契約締結時において、利用者に損失が生じた場合の補償に関する事項や情報の安全管理に関する措置について定めることを求めた際、行為規制の実施状況に係る検査・監督費用が発生する。 ハ 電子決済等代行業者協会の認定制度の整備事業者団体の認定制度に関して、認定に係る事務費用、検査・監督費用が発生する。 実際に当該イ・ロの内容については、事前評価時に想定していたとおりであると考えられるが、本規制の拡充により生じた費用のみを抜き出して把握し金銭価値化することは困難であるものの、多額の追加費用が発生している状況にはない。また、規制の整備後、ハの認定事業者団体は設立されていないため、特段の費用は発生していない。	行政費用が過大に増加している状況にはない。
効果(定量化)	規制の事前評価時において、効果を定量的に把握する指標として、以下の内容を設定していた。 イ・ロ 電子決済等代行業者の登録制の創設及び行為規制等 電子決済等代行業について登録制を導入することで、不適格事業者の参入を防止することで、業界の信頼性の向上が図れ、また、利用者が安心してサービスを受けることができる環境の整備が図られたと考えられ、事前評価時に想定していた効果とかい離はないが、その効果を定量的に把握することは困難である。 ハ 電子決済等代行業者協会の認定制度の整備 一定要件を満たす事業者団体を認定する枠組みを法律に設けることにより、電子決済等代行業者が業界として行う利用者保護等に関する自主的な取組みが推進され、また、電子決済等代行業者の利用者が苦情の申出や相談を行うべき窓口が明らかとなり、事業者団体を通じてトラブルの解決が促されると考えていたが、ハの認定事業者団体は設立されていないため、現段階で効果の比較はできない。	規制の事前評価時に見込んだ効果とかい離はないが、その効果を定量的に把握することは困難である。
便益(金銭価値化)	規制の見直しにより、規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているものと考えられるが、その効果を定量的に把握したり、さらにはその効果を金銭価値化して「便益」を把握することは困難である。	規制の事前評価時に見込んだ効果とかい離はないが、その効果を定量的に把握することは困難である。
副次的な影響及び波及的な影響	現時点において、副次的な影響及び波及的な影響は特段認められない。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響や、想定していた影響とのかい離も特段認められない。	規制の事前評価時に意図していなかった負の影響や、想定していた影響とのかい離も特段認められない。
考察	規制の見直しにより、過大な遵守費用や行政費用が発生している状況は認められない。一方、規制の事前評価時に見込んだ効果は発現していると考えられる。従って、本件にかかる特段の見直しは不要と考える。	
備考		